

学術誌「みんなの理学療法」 投稿規程

1. 本誌の目的

本誌は、一般社団法人 富山県理学療法士会（以下、本会）の学術誌として、理学療法およびその関連領域における論文、記録、資料等を公表する場を提示することを主な目的とする。

2. 記事の種類

- ① 研究論文（原著）：新規性および独創性があり、明確な結論を示した論文。
- ② 症例報告：症例の治療および経過等について論理的に提示し、考察を行ったもの。
- ③ 実践報告：理学療法の研究・教育・臨床等の実践の中で、新たな工夫や介入、結果等について具体的かつ客観的に情報提示し、その内容が有益と判断されたもの。
- ④ その他：システマティックレビュー、調査報告等、編集委員会で掲載が適切と判断された論文および記事。

3. 投稿者の資格

本誌への投稿は原則として本会会員ならびにグループに限るが、特に本会に寄与する論文であれば会員外の投稿も受理する。著者資格については、註1および執筆規程を参照すること。

4. 投稿原稿の条件

投稿原稿は、他誌に発表、または投稿中の原稿でないこと。本規程および執筆規程にしたがって作成すること。

5. 投稿承諾書

著者の論文への責任および著作権譲渡の確認のため、別紙の投稿承諾書に自筆による署名をして提出すること。

6. 利益相反

利益相反の可能性がある事項（コンサルタント料、株式所有、寄付金、特許等）がある場合は、本文中に記載すること。なお、利益相反に関しては、本会が定める「利益相反の開示に関する基準」を遵守し、別紙の利益相反自己申告書を提出すること。

7. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、本会に属する。また、本誌に掲載された論文はオンライン公開される。

8. 倫理的配慮

ヘルシンキ宣言および厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」などの医学研究に関する指針（註2）に基づき、対象者の保護には十分留意し、説明と同意などの倫理的な配慮に関する記述を必ず行うこと。

また、研究にあたり、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ることを必須とし、倫理審査委員会名および承認番号（または、承認年月日）を必ず記載すること。なお、倫理審査委員会より承認の非該当となった場合には、その旨を記載する。

9. 原稿の採択

原稿の採択は、査読者の意見を参考にして、学術編集部会において決定する。査読の結果、編集方針に従って原稿の修正をお願いすることがある。修正を求められた場合は、原則 2 週間以内に修正稿を再提出すること。提出期限を著しく超過した場合は、本規定に反する投稿論文として扱われる可能性がある。また、必要に応じて、学術編集部の責任において字句の訂正をすることがある。

10. 校正

著者校正は原則として 1 回とし、赤字で行う。なお、著者校正の時点では、文章および図表の大幅な変更は原則として認めない。

11. 掲載に関する費用

原則として、規定分量の範囲内までを無料掲載とし、超過した場合やカラー掲載を認めないものとする。また、理学療法士の免許を有する本会の非会員の投稿には審査料と掲載料を徴収する。詳細は別紙に定める。なお、本会会員権利が停止している会員の投稿についても、同様に審査料と掲載料を徴収する。

12. 原稿送付方法および連絡先

1) 原稿送付方法

原則として、投稿原稿を電子メールに添付して、下記へ投稿すること。原稿書式等の詳細は、執筆規程に定める。これが不可能な場合は、下記まで問い合わせること。

2) 連絡先

一般社団法人 富山県理学療法士会 学術編集部
社会福祉法人恩賜財団済生会 富山県済生会高岡病院
リハビリテーション療法部 室崎 一彦

〒933-8525 富山県高岡市二塚 387-1

TEL : 0766-21-0570

E-mail : saiseikai_takaoka_reha_murosaki@yahoo.co.jp

註 1 : 日本医学会 日本医学雑誌編集者会議 : 日本医学会 医学雑誌編集ガイドライン

(http://jams.med.or.jp/guideline/jamje_201503.pdf)

註 2 : 厚生労働省 : 研究に関する指針について

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>)

2019 年 6 月 10 日 一部改訂

2019 年 6 月 30 日 より施行